

特47  
195

No.484

石川慨世編輯



保安大典實錄

明治廿一年  
第一月發行

附  
保安條例

苟モ政事家ドシテ世上ニ立シト欲セハ天理ノ正ニ則ラサル  
可ラス人道ノ常ニ從ハサル可ラス天理ハ正直ヲ尚フ者ナリ  
正ヲ棄テ曲ヲ執ラハ天豈之ヲ許サンヤ人道ハ常經ヲ好ム者  
ナリ常ヲ舍テ變ヲ取ラバ人豈之ニ從ハシヤ故ニ古來倜儻非  
常ノ政事家ガ大勲ヲ建テ偉績ヲ成ス所以ノ者ハ其時勢ノ雜  
亂紛糾ナルニ際シテ多少ノ變道ヲ執リシ事ナキニ非サルモ  
變中猶天理人道ニ順フニ因ラサルハナシ況シヤ時運ノ否塞  
チチサルニ當ツテハ天理人道ヲ舍テ政事家様本分トスル所  
アル可ラス嗚呼明治ノ在野政事家ハ動ズレハ輒チ天理人道  
ヲ棄テ卑劣ナル暴力手段ニ是レ依ラント欲スル者多キハ誰

力長大息ニ堪ヘサランヤ  
熊本城ノ硝烟晴レテ加波山ノ妖雲散シ漸ク清明ノ天地ヲ拜  
スルヲ得テ萬民太平ヲ歌フ間モナク又モ大坂爆裂彈ノ惡聲  
昭代ノ夢ヲ驚セリ此ソ二三年ハヨモヤト思フ折モ折トテ又  
モヤ不祥ナル出來事ノ吾人ガ眼前ニ現出セシハ悲ムヘシ何  
シヤ無數ノ在野政事家ガ屈原ノ跡ヲ踏テ都内三里ノ外ニ彷  
徨スル是ナリ

去年二三有力ノ士書ヲ上テ時病ヲ論シ中ニハ言用ラレスシ  
テ要職ヲ去リシ者サヘアリシカ天下ノ人其風ヲ聞テ起ル者  
靡然颶然トシテ其數ヲ知ラス人民腦裡ノ政治思想消長計ハ  
俄然昇リテ其極度ニ達シ東ヨリ西ヨリ都下ニ嘯集シ侃々ト

シテ樊竇ヲ指摘シ上書建白ノ書類ハ元老院庫中ニ山積セリ  
世人之ヲ目シテ壯士ト云フ或ハ大衛ニ詣リテ國勢ノ危ヲ說  
キ或ハ權門ヲ叩テ民情ノ苦ヲ訴ヘ往々暴力モテ其志ヲ逞フ  
セント欲スル者サヘアリトカ憤セシガ事實ノ有無ハ兎ニ角  
ニ其結果ハ一片ノ保安條例七條ト爲レリ嗚呼世ノ所謂壯士  
今ハ則放タル天地寂然復タ曉々スル者ナシ

此ノ書ハ即チ壯士放逐ノ歴史ニシテ其實ヲ網羅シ毫毛ノ  
遺ス所ナシ即決ノ命令書ヲ奉シテ直ニ立退シモ有レド中三  
ハ命ヲ拒シテ縲絏ニ就キ獄窓ノ下ニ呻吟スルモアリ人誰カ  
好シテ罪ヲ招キ刑三就ク者アランヤ憂國愛民ノ志溢レテ詭  
激ノ行ト爲ル者比々然ラサルナシ余レ其放逐ノ罪狀ヲ詳ニ

セズト雖ニ僅々タル小冊子ノ歴史上何ト大ク不祥ノ色ヲ呈シ  
シ憮慘タル妖雲ノ紙上ニ搖曳スルガ如ク文字モ亦劍火ヲ含  
ムニ似タリ倍モ穢ラハシク厭ハシキ出來事ニ非ヌヤ  
世途ノ轟轟崢嶸ハ今モ昔ニ異ラス政海ノ動盪起伏ハ日一日  
自リ危シ況ニヤ政事家ノ本分トシテハ天理人道ノ正シキ常  
經ニ順ハスンハ其顛蹶蹉跌固ヨリ其所ナリ嗚呼世上ノ國家  
ト人民トノ重荷ヲ擔ヘル政事家諸子ヨ則レヤ天理ノ正ニ則  
レ踏メヤ人道ノ常ヲ踏メ此書ヲ讀ンテ以テ彼ノ卑劣ナル暴  
力手段ノ歴史再ヒ明治ノ昭代ニ現出セサランヲ期セヨ

明治廿一年一月

寂然山人

國家  
保安壯士退去顛末錄序

行爲ニ露出セザルモ内心ニ包藏シ國家ノ安寧ヲ壞亂シ或ハ  
政治ノ施行ヲ妨害スル者ハ驅ツテ國境ノ外ニ追放スルノ例  
ヘ歐洲諸國ニ於テ聞ク所ナリ往時我國ニモ追放ノ例アリ江  
戸お擣セ或ハ所拂ヒ等アリテ歐洲列國カ其國境ノ外ニ追放  
スルトハ同シカラズト雖モ住馴シ地ヲ去リ家ヲ捨テ行方定  
メ又旅ノ空知ラヌ他國ニ客トナリ其國民ニシテ國民タルノ  
権利ヲ失フ不犯セル罪狀ヲ有リトハ云ヘ人生ノ不幸モ亦大  
ナリトス國家ノ安寧ヲ維持シ幸福ヲ保護スルニ於テハ少數  
人民ヲ署ムルモ亦施政ノ方略寔ニ止ヲ得ザル可シ吾人ハ曾  
テヨリ西來ノ報道ニ接シ國外追放ノ事ハ屢々耳ニ入ルモ目  
前其實行ヲ見ントハ夢ニダモ想ハザリキ明治三十年ハ國家

無事泰平ニ終リヲ告ントスルニ際シ突如トシテ志士退去ノ  
令出デ昨日マデハ西來ノ傳報今日候忽實行ヲ見ルニ及ンデ  
愕然トシテ歎シ國家ノ爲ニ不祥ノ機會ヲ悲ミ退去者ノ不  
幸ヲ吊ハザルヲ得サルニ至レリ  
明治二十年十二月廿五日勅令第六十七號ヲ以テ公布シタル  
保安條例ハ即時之ヲ實施セリ元ヨリ單行ノ法律ニシテ行政  
部内ニ屬シテ治罪法適用ノ外ニ在リ行政官ガ一タヒ認定ス  
ルヤ被認定者ハ之ガ處置ニ對シ控訴ヲ爲シ上告ヲ爲シ哀訴  
ヲ爲スカ得ズ特免縮期ノ明文無キカラハ謹慎悔悛ノ効アル  
モ赦免縮期ノ特典アルニアワズ被命ノ期限内ハ皇居三里以  
内ハ地ニ入ルチ得ズ國外ニ追放サルト小同一ニアラズト  
雖モ其定メアル境内ニハ期限内都テノ權利ヲ剝奪サレタル  
モ同様ニシテ人身ノ自由ノ幾分ヲ減殺シタルモノト云フヘ  
シ

訖聞退去者ハ無慮四百餘名ノ多キナリト其心事ハ吾人容易  
ニ知ル可ラズト雖モ聖意ヲ奉體シ事實ヲ認メテ施行スル上  
カラハ咸ク條例ニ該當スルヤ敢テ辯ヲ俟タザカナリ法令既  
ニ行ハレ寛嚴當非喋々スルヲ要セス然レバ彼ノ退去者ハ概  
シテ政治上三關係アル者ナレバ其衷情憐レム可キモノアリ  
四百餘名ノ中政治家ノ性格有ル者渺シトセス國會開設初期  
モ僅ニ一年ヲ隔ツルノミ法文議員トナルヲ得ザルノ明示テ  
キヲ以テ謹慎悔悛ノ實証著明ニシテ虞ルベキ危殆ナキ者ノ  
多數人民ノ推撰ヲ被フルコアルモ國會議事堂ヲ皇居又ハ行  
在所三里以外ニ移サル限りハ其期限内自ラ當選ヲ放棄セ

チ必可ラズスル場合アルニ至ツテハ選舉者當選者ノ失望ハ  
更ナリ國家ノ爲メニ痛惜セザルヲ得ズ倘シ特免縮期ノ特典  
ダケモ更ニ加フルアラバ恩威兩ナガラ尙大イチラン乎  
尙夫ヨリモ願フ所ノモノアリ今後此不幸ナル機會ノ再ヒ來  
シテナキ事夫レナリ行政官ハ好シデ施行スルニアラズ被認  
者モ好シデ違犯スルニアラス蓋シ勢ヒノ然ラシムル場合ナ  
キニアラザルモ概不被認者自ラ機會ヲ作ルコトアリ謹マサ  
ル可ラス戒メツル可ラズ書者ガ後來ヲ戒メテ本書ヲ書ハス  
大意ヲ採リ余モ亦再ヒ此類ノ書ノ出ル無カラシヲ望ムト  
云爾

明治二十一年一月

天 放 仙 史

○國家壯士退去顛末錄  
保安

石川慨世編輯

邦家安全の基礎たるは其國に制度あつて宜しく人民を統轄すれば  
り今我國に舊臘保安條例の制を設けられ施政上の妨害を除去せられ  
しも其例しむる事にして我國而已に非ず己に歐州にてハ日耳曼に社  
會黨を追ふの條例伊太利に現行の共和黨追ひ拂ひ條例等の如きあり  
て何れも治安を保たれたる今我邦に於ても此條例を茲に頒布して昨  
年十二月廿六日を以て實施せらるゝ事となりぬ其條例の全文を左  
に記す

勅令第六十七號 保安條例

第一條 凡そ秘密の結社又ハ集會ハ之を禁ず犯す者ハ一月以上二

年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す其首魁及び教唆者へ二等を加ふ

内務大臣へ前項の秘密結社又へ集會又へ集會條例第八條に載する結社集會の聯結通信を阻遏する爲めに必要ある豫防處分を施すことを得其處分に對し其命令に違犯する者罰前項に同じ

第二條 屋外の集會又へ群集の豫め許可を経たると否とを問はず警察官に於て必要と認むるとき之を禁ずることを得其命令に違ふ者首魁教唆者及び情を知りて參會し勢ひを助けたる者へ三月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す其附加隨行したる者へ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

集會者に兵器を携帶せしめたる者又へ各自に携帶したる者へ各本刑に二等を加ふ

第三條 内亂を陰謀し又へ教唆し又へ治安を妨害するの目的を以て文書又へ圖書を印刷又へ板刻したる者へ刑法又へ出版條例に依り處分するの外仍其犯罪の用に供したる一切の器械を沒收すべし印刷者へ其情を知らざるの故を以て前項の處分を免る、ことを得す

第四條 皇居又へ行在所を距る三里以内の地に住居又へ寄宿する者にて内亂を陰謀し又へ教唆し又へ治安を妨害するの虞ありと認むるときは監視總監又へ地方長官へ内務大臣の認可を經期日又の時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に出入寄宿又へ住居を禁ずるとを得

退去の命を受けて期日内に退去せざる者又へ退去したるの後更に禁を犯す者へ一年以上三年以下の輕禁錮に處し仍五年以

下の監視に附す

監視の本籍の地に於て之を執行す

第五條 人心の動亂に由り又ハ内亂の豫備又ハ陰謀を爲す者あるに由治安を妨害するの虞ある地方に對し内閣へ臨時必要ありと認めむる場合に於て其一地方に限り期限を定め左の各項の全部又ハ一部を命令することを得

- 一 凡そ公衆の集會ハ屋内屋外を問はず及び何等の名義を以てするに拘らず豫め警察官の許可を経ざるものハ總て之を禁ずる事
- 二 新聞紙及び他の印刷物ハ豫め警察官の檢閱を經ずして發行するを禁ずる事
- 三 特別の理由に因り官廳の許可を得たる者を除く外銃器短銃火

薬刀劍仕込杖の類總て携帶運搬販賣を禁ずる事

四 旅人の出入を検査し旅券の制を設くる事

第六條 前條の命令に對する違犯者ハ一月以上二年以下の輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下の罰金に處す其刑法又ハ其他特別の法律

を併せ犯したるの場合に於て各本法に照し重きに從ひ處斷す

第七條 本條例ハ發布の日より施行す

規該條例明治二十年十二月廿六日官報號外を以て發布相あるや全午後六時頃より警視廳にてハ此執行に着手せんばし多數の巡査をして四宿其他の要所ハを警固せしめ東京府廳へハ憲兵一小隊ばかり出張して議事堂に夜中詰切り又北豊島郡陸軍電信隊よア中尉其他の士官以下凡三十名程廿七日午前一時に全所を發し辰の門なる軍用電信隊ハ出張一夫八人數を集め憲兵本署へ出張し此人數に憲兵を加へ

二隊に分ち一隊は皇居御近傍を固め一隊は小石川砲兵工廠近傍を固めたる而して各憲兵各管區へ軍用電信を架設せり各警察署に於ては警部巡査の隊伍を爲し豫て地方有志總代となし上京せし人々の旅宿に就き残らず所轄警察署へ約引し保安條例公布につき該四條により何年間東京を退去せしむ旨を傳へ翌日午後三時(廿七日午前)を限り退去すべき旨を達せられ命を要けて歸宅するや警官附従し來たる又憲兵本部より廿六日午後十一時俄に新橋鐵道局へ廿八日午前一時三十分臨時演車を發すべき様照會せられ全時憲兵二小隊彈丸を携帶して横濱へ出張全港の警備を致されたる退去者の重立たる者の氏名及び年齢等ハ高知縣本仲道五十五林有造四十六岸岡健吉四十三以上三ケ年間退去を命ぜられ中島信行三十竹内綱四十八宮地茂春二十八西山志澄四十四廣瀬正獻四十安藝潤香三十横山又吉三十一林包明二十九

坂崎誠(三十六)中江萬介(四十二)和田稻積(三十四)以上貳ヶ年間退去島本佐郎(三十七)前島幸馬(三十)貞日高麿(未詳)横田金馬(三十二)北村守之助五十公文正景(二十七)槍垣正義(二十七)山崎正齋(三十六)廣田春次三十一岡本遼(未詳)細川義昌(三十八)有光麟馬(二十五)近藤猪二郎(三十八)野町金太郎(二十)長澤利定(三十六)小笠原音吉(三十六)長野嘉之助(二十二)桶瀬嘉吉二十一山崎吉馬(十九)高橋壓太郎(二十)小川久次郎(三十)岩目千代脅(十八)村井議三郎(三十二)川端鬼子馬(二十二)山田龜助(十八)久保久吾(十九)久保田久万吉(十八)土居源太郎(二十)板垣格(三十三)池忠彦(二十三)吉川陽吉(二十七)鶴山彌太郎(二十)岡村亦三郎(二十三)大谷直臣(二十二)小原善次郎(二十二)房次(二十)鹿山彌太郎(二十)板垣格(三十三)池忠彦(二十三)吉川陽吉(二十七)植松龍太郎(二十三)川田雅種(二十八)安並正厚(三十七)吉良順吉(二十四)竹村太郎(三十三)川島和聲(三十五)千頭要(四十二)池正裕(三十二)甲藤定政(三

十三) 金地島正(三十八) 中澤楠太(二十七) 太淡中則文(二十七) 安喜々代貢二  
 十八) 門田智(二十九) 黒岩一二(二十二) 高橋簡吉(三十五) 山内一正(二十) 中  
 辰猪(二十二) 片岡恒次郎(二十) 島崎清美(二十六) 關田司通(三十二) 士居純  
 (十八) 澤本楠彌(三十二) 山本正心(二十七) 武市安哉(四十) 澤山熊太郎(二十) 楠  
 馬東志馬(十九) 坂本直寛(未詳) 山本幸彦(四十三) 黒岩成存(三十八) 今村彌太  
 郎(二十七) 前田岩吉(二十二) 濱田三孝(三十) 野口孝澄(二十一) 溝淵幸馬(不詳)  
 以上一ヶ年間退去を命ぜらる是迄ハ皆高知縣の人にて都合八十八人  
 なりと 横木縣星亨(三十九) 東京府尾崎行雄(不詳) 以上三ヶ年間退去新瀉  
 縣山際七司(三十九) 同八木原繁祉(四十) 東京府吉田正春(三十八) 新瀉縣富  
 田精策(不詳) 京都府植島幹(全) 葉縣齋藤自治夫(全) 岩手縣伊藤圭介(全) 宮  
 城縣草刈親明(全) 福島縣目黒重眞(全) 同吉田升浩(全) 以上二年六ヶ月間退  
 去新瀉縣加藤貞盟(不詳) 山形縣重野謙次郎(全) 宮城縣佐藤琢次(全) 福島  
 縣

劍宿仲衛(全) 以上二ヶ年間退去千葉縣山田島吉(全) 同高野麟二(全) 欽城縣  
 片野文助(全) 川島烈之助(全) 廣島縣南波谷波(全) 長野縣早川權彌(全) 岩手  
 縣山田勇治(全) 福崎縣三輪正路(全) 東京府山田泰造(全) 以上一年六ヶ月間  
 退去新瀉縣西潟爲造(四十一) 全今村陽不詳同八木原義(全) 兵庫縣宮部政  
 広(全) 山梨縣神山亮(全) 熊本縣赤星龍雄(全) 長崎縣貞方至親(全) 同櫛井藤吉  
 (全) 熊本縣前田案山子(全) 同前田下學(全) 滋城縣森隆介(全) 同久米弘行(全) 俊  
 妹縣坂義三(三十四) 山形縣高橋保次郎(不詳) 以上一ヶ年間退去以下縣地  
 年齡未詳善光麟馬。土居光義。中西幸猪。黑岩保教。岩問政定。以上一年六ヶ  
 月間退去松山貴造上原駒馬。門田長次。福富鐵藏。加藤保則。中平重行。三谷  
 軌秀池津万壽吉。庄司德三郎。長部房太郎。鷹取田一郎。水島丑之助。木戸豊  
 吉。楠目馬太郎。横山直陽。奥田早苗。楠瀬熊吉。太肥迪俊。八井田利吉。田忠  
 衛。惣上貞止。以上一ヶ年間退去又愛知縣庄林一正。波國法貴。濱野九助。長

野源吉の諸氏も拘引の上一ヶ月間退去を申渡さる  
○又島本仲道氏方同居の江藤新作樽井某は去る廿七日前三時頃拘  
引の上一ヶ月間退去又全縣人字多次男山崎卯子、西森拙三井上暢達小  
松順馬、愛媛縣藤野正哲白川福儀其他岡田普左武田信智の九名も同様  
申渡されたと

○長野縣埴科郡栗佐村堀内賢郎氏へ地方有志總代となり上京の處四  
五日前一ト先歸郷せしに去る廿七日午後屋代警察署へ拘引一ヶ月間  
東京退去を命ぜられたり

○亦舊三菱會社員某横山某の兩氏も拘引相成しか多分退去の傍沙  
汰あらんと又大坂關西同監會員吉本松吉氏も拘引となり二年六ヶ月  
間東京退去を命ぜられたり兵庫縣人宮部政厚氏へ淺草福富町の旅入  
宿牧野方に止宿中ありしが廿六日午後八時頃猿屋町警察署より巡査

派出し直に引致せられ一ヶ月間東京退去の旨を命ぜられ明日午後三  
時までに府下三里以外の地へ立退へべしと達せられしを以て同氏の  
茨城縣新治郡下玉置村へ趣く由を答へ尙歸郷の途次にハ三里以内を  
通過するも條例の禁せざる處あるかと承りしに相成らざる旨を答へ  
られしと

○東京管理局海關吏東京府士族伊藤某が去る廿七日退職の歸途直ち  
に引致せられ退去を命ぜられしと  
○非職式部官林直庸氏へ去る明治十年西南戰爭の際高知の獄に關  
係して一時其筋に捕られしも直に放免せられしが去る廿六日氏も  
亦退去を命ぜられしに氏の假令非職とい云々式部の官に在り殊に政  
治上に何の口を容れたるとさへなければ退去を命ぜらるゝ筈あし  
と遮て主張せらるゝに能く取調られしに全く林有造氏との間違と分

り先づ退去状の預り置かれしより氏の警察署を退散せられしと  
○高知縣人寺田某は去る廿六日の夜既の退去を命ぜらしに翌日に至  
り右の説りなどにて退去狀取消の達しを受けたりと  
○保安條例に寄て退去を命ぜられ一地方有志は總計五百六十二名の  
多きに至り何れも警官數名各宿所に出張し管轄警察署に引致し退去  
狀を渡されし後は巡査二名若くは三名宛始終之に附添ひ居らる府下  
居住の者へ大概十二月三十一日午後三時限り三里以外の地則ち赤坂  
假皇居を中心とし大略東へ利根川西は高井戸驛南は大森北へ草加宿  
以外に退去せしめらる漸車にて横濱に行く者は巡査全所迄中仙道の  
赤羽迄護送相成りし由

○島本仲道氏の兼て正風の俳諧に名の重しが近來中々の進境にて殊  
に連句に老熟し東京にて此道の人を稱する時の多く指を屈せずして  
北洲老人の名ある程の由あり然れども翁の政治家の名高くして此道  
の名は風流人の外へ餘て之を知る人あり今度翁は保安條例の實施に  
依り最長期間東京退去の命を蒙るとして先づ大磯驛に立退き病ひ  
を發ひ追々俳諧行脚をあし全國を周遊する心算ありと云ふ定めて秀  
句を得るとあらん左の一句の翁が近日の作の由  
氷る夜の深き庭知る所哉

と詠じられしと云氏は去る年官を辭されし後の最も政治上自由の權  
を伸張せんと自由黨に加盟せられ板垣總理を助けて自由新聞を發行  
する事に盡力せられ効成つて併に其事に預り全黨の諸氏と同心協力  
爲に大に振ひたり後ち解黨の説起り終に其意に決すれば去る廿七日一ト先  
として動かづ令息島本佐郎氏退去者の一人なれば去る廿七日一ト先  
相模國大磯地方へ赴むきたる途中警官の始終附添ひ大磯に着し一族

店に投宿せしに旅店の階下に警官出張して警護する様子故だ不審に思ひ直に警官の許に至り種々問答の上、皇居を去る三里以外の地に於て猶も斯く警護せらるゝは不審に堪へざる事故一應の調査を請ふ旨を述べて寐所に入りしに夜半に至り二名の警官突然入り來り姓名及び退去の年限滞在の目的等を尋ねられたるに氏ハ警官に向ひ今宵の始未警護の所以を問ひ一に警官は之れに答へて曰ふ左ハ全く旅舍警察の爲にして保安條例外の所置キ前きの言は失言ありしと云ひて立去事たり翌日に至り氏ハ亭主を呼び暫時滞留する由を告げ座敷を借り受度旨を譲せしに種々事を構へて退去を乞ふ体なれば氏ハ頗る余響の及ぶ所不自由を感じたれども又奈何とも爲さんすべあれば其旅亭を立て警察署に立寄り署長に面會し前夜以來の余響にて進退上直接の關係を蒙ざたれば何卒向後注意あり度行を述べしに

署長は保安條例の外に内命のわるよりして斯くあしたる事なれば別に致し方なき由答へられたるに附き止むを得ず唯成るべく迷惑あり様注意を乞ひたしと申て其場を辭し去り他の或る旅亭へ行きしに見へ縊れに巡查の附従ふを見受けられたりと  
○各警察署にて退去者護送にて巡查警部の繁忙名狀すべからざる中に如何ある譯にや愛宕町警察署に於て署長並びに警部補西島一信氏及び巡查三名突然免職せられしどれも退去の部類ある哉  
七日にかけ其筋の命にて登樓する遊客をば一々届け出る様に致されしどこれは保安條例にて退去を命ぜられし者又は命すべき者が旅宿に立候らぬ者あるにより之を知る爲めあると云  
○尾崎行雄氏には郷里を出一今を距十三四年以前に一て工部大學

校に入り専ら一心を學事に傾け其効全きを得られ一に當時より時事に感ずる多き爲民間に在つて終に朝野新聞の招聘に因つて改進主義を探り政談演説等をなし有志を助けらるゝに最も力在りて能く傍聴人に感動を與へられしと然るに此程の條例にて退去人の壹人とあられしか去ル廿六日の夜半召喚狀を發せられしも其日氏は夕刻よき他出し用事も済たれば車を飛ばして何氣なく我が門口に戻られ内に入らんとせしに誰何する者あり氏の曰く余は尾崎行雄なり行雄が行雄の宅又歸るに何の不審かあるやと問ふ者の曰く其行雄こそ此方の尋ねる人物あり直に警察署に來れとて召喚狀を示されば今は氏も拒むに辭あく引れども登署したるに初めは小奇麗なる應接の間に通を稍わりて呼出すると既の退去の申渡しあとしかば同氏は愕然一驚を喫してその理由を詰れども説明の限りにあらずとの事跡を左らば

警視廳に到て説明を聞かん警保局に到りて説明を聞かんと此所、彼所を指摘したれども何れに行くも説明なしとの事にて今は詮方なく堂を改め愕堂と稱し何か此混雜に付て一書を著さん杯と戯れつゝ謹活巡查と共に自邸へ立歸られしと後ち氏は熱海に浴せられし内それ

く計畫を此度歐州へ渡り漫遊せらるゝと

○八木原繁治氏は新潟縣人にして大坂表に於て公判開廷せられし彼の國事犯事件にて暫く滞獄たしが無罪放免となり東京へ來られしも秘密出版事件嫌忌にて拘留の身となり漸く申分相立去る十二月廿二日鈴木昌司氏と共に放免となりし後ち今般の條例に因て二年半退去停車場に到るや恰も發車の時刻にて同氏の直ちに切符賣出口に到り

上等切符を求めるとしたるに詔送の巡査へ絞悪懐中に持合せの少なくして丁度中等切符の代を拂ふ程あれば中等客車に居て上等客車の退去者を監督せるべ不都合あり去り逆地獄の沙汰も金次第にて殊更済車は上中下の差別嚴重あるより物は相談と八木原氏に談じて一二協議の上遂に中等にて同車として横濱表へ赴むかれしと

○中島信行氏には高知縣人に而幼年の頃より學事を好み後勝伯爵の塾頭として故人坂本龍馬氏の歸郷後海援隊を藩主の設置せられしより氏も全隊に入り坂本氏の手に付き京攝間の國事に奔走せられ御一新後大坂府知事を任せられ暫く在職たりしが民間の振はざるを憂ひ終に職を辭し從三位板垣伯爵と主義を同うし大坂に立權政黨新聞を起すに當り大に盡力せられ後ち東京に來られ尙板垣伯爵を助け亦自由新聞を設置し公社に從事せられ大に隆盛を極め後ち氏は思ふ事あ

つて支那地方を漫遊せられ朝歸後彼の有名ある女權擴張の囁矢ある岸田俊子氏を全縣人の媒介に據り配偶せられ偕老の契り浅からざりし氏は此程熱海へ遊浴中なりしに不在中自邸へ廿六日夜退去の令下りしに業に已に皇居を距るゝ三里以外の地にあれども本人に其旨と通じ置かざれば何時歸京致さんも罰られずとて其警察署よりも郵便を以て召喚に及びしとの事なれども廿八日に至るも未だ歸京せられざりしに細君には心配せられ夫の代理と爲り命令書を受取度旨を申出られしと流石俊子氏丈けむにて其事期に臨み少しく動ずる色あく其命令に應せんと申出られしは過れ丈丈の細君に耻ざる行為あり氏は其報の所轄警察署(熱海表な足)より達せられしゆへ廿九日夕横濱へ轉せられ目下蓬萊屋に披宿中ありと

○星亭氏には和歌山縣に成長爲し幼少より學事に志厚く傍ら堅勁を

好み學事の餘暇は全體の壯士を集め運動の爲め劍道を學へれしか時勢の躍動より洋學の利益の多きを悟り意を決して米國に留學し法律學校を卒業して歸朝せらるゝや未だ皇國に法律博士の一人もなからずより官には早速之を撰拔せられ司法省附屬大日本帝國代言人の令あ尾氏の大に全國に名譽を輝されたり後ち民間に下り自由主義を主張せらるゝに當り全志者の協議に依り板垣伯爵に全主義の總理を委ね東京に自由新聞の起るに當り盡力され亦燈新聞見光社へ目下めさまじと改題を設立する際福島縣下に高野廣中氏外數名の全主義者の拘引事件起り終に國事犯とあ尾高等法院を始めて開局ありし時氏は辨護人とあ尾其説明餘さず漏さず盡されしより被告人は大に利益を得られしと然る繁忙なるに全新聞を發行し坂崎斌小室信介若菜貞嗣等の諸先生を聘し又畫工にハ有名の芳年氏の捕縛にて盛ある開業

式を爲し東京諸會社及び新聞紙の關係ある諸官吏等を招待し筑地壽美櫻に數藝妓を置き高櫻に在て諸君を迎ふるは宛然ら唐の附房宮は斯くやと疑ふ計りあり各祝詞等あてて宴酬ある頃日本鐵道會社建築漫遊の際演説上より不測の災害を蒙り禁獄の苦を嘗め滿期歸京の後ち大坂國事犯事件の起るより亦辨護の勞を取られたり又東京有志ど謀を自ら社長となり公論新報と題せし新聞を新設し専ら社務に從事中突然今般頒布の條例第四條に寄て三年間東京退去を命ぜられ十二月卅一日午後三時限り退去の令あれば時々出社せらるゝに護送の巡査三名ハ俱々傍を距れず出社し階下に詰居らるゝに全社取締山田泰造氏にも退去を命ぜられし一人にて亦護送巡査と俱に出社爲し中江紹介吉田正春の岡氏も亦全様にて拾名以上の巡査出社せらるゝより

これを見る者一地方の屯所の如もと斯くて氏は三十一日午後三時頃四名の巡査に護送せられ退去の爲め京橋東仲通りを車にて通行せられし所折から大晦日あればいと幅狭を成すに氏は威儀を正し堂々として退去せらるゝを見物人の大臣にはあらざるか斯大勢の巡査護衛して行はと申つゝ通行せしは實に此事件を知らざる者の不審は最と云ふべし

○林有造氏は高知出身にして官に奉職中西南事件の起りしに氏の之に關係ねまし爲め七年の禁獄に處せられたりしが特旨を以て十七年中出獄を許されし後ち別段爲す事もあく居られしに此度退去を命ぜられ速に川崎驛へ赴むかれ目下全所淺田屋に滞在中あると

○神田小川町警察署管下は豫てより書生の幅狭地あれば今度の退去

件に付各私立學校寄宿舎又は下宿屋より拘引せらるゝ者踵相接し  
して餘程騒ぎなりしといへり

○保安條例の發布以來其節にては各府縣廳其他の向へ晝夜を分たず續々發電の爲め中央電信局及び日本橋電信支局の如きは執務に夜を徹せしありと殊に年末の爲あらん歟

○芝三田四國町十五番地に居住ある高知縣人竹内綱氏は今度二年半東京退去を命ぜられ斗二月廿八日午前七時新橋發の漁車にて横濱太田村貳千百廿三番地吉田健三氏の別荘を借り受け一年先全所に退去せられしと亦全氏の方に援助を致し居りし高知縣幡多郡芳奈村の百姓にて沖本彌五郎(三十五)と呼べる律義者のありけるが田舎稼ぎの面白からぬよ足犬も大所と云ふ謠もあれば花の都へ出て奉公ありとし稼ぎ溜め東京住居すること男と生れし甲斐こそあれと意を決し上京

せしに思ふに増したる東京の繁昌に如何はせんと思案爲し先づ差當り竹内家を尋ねんと全家に依て自分の意を述依頼致せし際幸ひ無人なればとて暫く權助に召遣われしが南八丁堀の北海道物産取扱所松岡要次郎氏方にて無人にて困らるゝ由ゆへ全家へ罹れ望みの如く權助本公をして居たゞしに今度突然警察署へ召喚されしに根が正直の者なれば何事ならんと胸打避き怖るゝ出願せしに東京退去を命ぜられしかば夢に夢見し心地して唯茫然とせ一がコンナ怖き花の都に居らんより矢張元の田舎で百姓仕事を爲すこそ優しむらめと巡查に護送せられ先横濱迄退去せしと

○佛學を以て有名ある中江萬介氏ハ先頃大坂有志の計畫中ある東雲新聞社にて同氏を聘せしか共當時恰も東京に於て公論新報の發行わたりたるより同氏を聘し執筆せらるゝより東雲新聞社の聘に應じ難き

由ありじか今度保安條例の實施に付き氏も二年半の間だ東京お構びの身となられ先大坂へ立退き品に寄せては再び東雲新聞の招聘に應じらるゝあらんと後藤伯爵にも全氏の邸を訪問せられ送別の談和數刻に及びたりと云

○片岡健吉氏外坂本今村西山細川澤本前田黒岩溝淵山本の諸氏ハ芝區兼房町金虎館に投宿中ありしに片岡氏ハ二年半退去を命ぜられが氏の此度の出京は事一身の私用に非ずして高知縣下多數の有志者の總代あれば自身一個の所存を以て勝手に進退する事不能とて退去の命令に應せざりし氏は近來基督教を信奉し既に洗禮を受け又布教に盡力し過般高知に教會を設けて自ら其長老とあつて別に外國宣教師數名をさへ招請したる程あれば在府下の宣教師中にモ氏の知己頗る多く其人々は何れも氏の不幸を悲しみ且つ今度出京したるハ建白事

件と共に教會の用事もあるとなるに斯く拘留將たを捕ひ等の身とありては實に教會の不都合而已か、同宗信者の遭難を餘所にするは神意に反るものあればとて何か警視廳へ出頭せん爲め頻りに周旋する者もある由然るに氏と諸共命に應せざる者へ則決裁判を以て左の通り宣告あせたりと

片岡健吉坂本直實武市安哉今村彌太郎西山志澄細川義昌澤本楠彌前其備拘留にて翌廿七日片岡坂本武市今村西山細川澤本の七氏は輕禁錮二年六ヶ月監視二年前田氏は全二年八ヶ月監視二年黒岩氏は全二年監視二年に溝淵山本の兩氏は全一年六ヶ月監視二年に謫せられた

○此程諸氏の滞在せられし兼房町金虎館へ左の狂歌を郵送せられし

と  
命令に服せぬ人の宿みれば

其名も粹あ禁錮監とは

○芝區愛宕町のある湯屋に三介とあり居りし高知縣人佐野與四平(五  
十三)は如何なる故にや今度保安條例により一ヶ年間退去を命ぜられしが一体此の者生得律義にて既に此家に三ヶ年餘勤め居り主人も三  
介の是迄能登國より來りし者にあらざれば他の者は中々三介の業に  
堪へがたきに與四平の壯者も及ばぬ様稼ぎ一心に貯金を爲せりよ  
り稍他の商法をも自から爲せる程貯へも出來自分も大に志を得て不  
日他に商ひを始めんと某人の媒介にて茶呑友達を約し右の者方へ追  
々に物貿買ひ集め春の貯ひ湯を仕廻し上の暇を取り他に商業を開く  
の目的なりしに突然保安條例に寄り警察署へ召喚の上退去を命ぜら

れしが如何ある譯なる哉一向條例も不知より大に留みを失ひしより  
怖る。巡査に其理由を尋ねしに今般の條例に寄つての譯なりと稍  
了解致せども彼の茶呑友達に貰ひたる女房方へ色々の品もあり又  
金も預けありて今此儘東京を退去せば是迄稼ぎし水の泡とあり如  
何はせんと條例と一身上の組織と反せしに唯茫然として居たりしに  
警官は其情實を聞如何にも氣の毒ある様子の顯れしも不得止より懇  
々説諭され都府を速に退去する事にせられたりと  
○慶應義塾中にも今度の保安條例に據りて治安に妨害ありと認めら  
れし者五名あり何れも高知縣人にてその姓名は森茂枝。三本武重。生田  
定之。桑原寛三。平達枝の五氏の退去を命ぜらるゝや満塾愕然知るも知  
らぬも役是の評讐しかりしその譯を聞くに他人は知らず第一に此森  
茂枝氏と云ふは本年慶應義塾を卒業して一度ひ郷國土佐に歸り一二

ヶ月以前に再び上京したる者にて在塾中の勿論塾外に寄宿したる時  
にても大抵の事あら客の來訪を謝絶しその目的は一に理學を研究し  
てその奥義を究めんとするにあれば毎に讀書三昧に心を委ね塾中に  
ても評判の能き人にて今度上京するや幼稚舎の教頭和田義郎氏は森  
氏の讀書力に富むを愛し幾許の月給を與へて幼稚舎の生徒の教授を  
任せんとまで思ひ略約束も整ひたるに俄然此嚴命に逢ひ別を惜まむ  
者はあかりしと云へり次に三本武重氏はツイ先日卒業したる者にて  
去の命を被むりしより其安否如何と氣遣ひ折も折とて此生田定之氏  
と云へるが今回之冬季試験に昇級して二等生と爲り遅くも來年夏季  
には卒業すると云ふ今が大事の修業時にて同氏の勉勵は塾中にて評  
判する程ありしに一朝退去の命を被りしを以て中途に學事を廢せざ

る可らず然りとてハ生涯終身の方向にもかゝる故、その失望一方あらず慷慨の餘退去の命に甘從せず切に其理由を糺して不服を唱へしより忽ち警視第二局に送られて拘留の身となりしが三本氏はその不幸を憐み先づ第一に差入物何かに周旋し彼れやはれやと盡力中同じく退去の命を受けたりといふ其他三平達枝氏は別科一級生にて卒業の際あるに同厄に罹り殊に桑原寛氏は今回の試験に昇級し就中勉強家の聞えある人にて政談演説などには拘りしとは申迄もあく同國人の集會にも唯の一度出席したる事まさに此厄にかかりたりと右五氏に何れも一個年の退去にて中にも尙ほ修學中の人は已むを得ず大坂に到りて就學するよしに聞けり生田氏は廿八日放免となり退去せられたり。

○京橋警察署管内に居住又は止宿する者にして保安條例に照じ去る

三十一日限り退去を命ずべき者は凡八十餘名もありしが内七十五名は何事もなく退去せしむるを得しかども殘る下宿人へ夫れと聞くより外出したる儘歸宿せざる者ありしよじにて右逃亡者の搜索退去者の護送警備等の爲め全署詔の警部巡查は去る廿六日の夜より廿八日の夜まで二日三夜を徹したるもの多きよし

○今度退去を命ぜられたるは豫て出京中ある有志總代又は壯士环ど稱ふる人々のみあらて各私立學校等に留學する生徒にも多く又勅奏任官の家に其執事等とあり居る書生則ち大審院長尾崎氏方の書生二百三十七名にして是れ等の人々を東京より横濱へ護送したる巡查が横濱警察署より東京へ引き上げたる上り案より此人々は皇居を三里

以内の地に居住を禁せられたるのみにして詫して三里以外の地に去りたるには格別用心も要せざるべく思はるれ共横濱警察署にては右等の人々へ三里以外の地に去足たるも未だ他の土地に落ち付きたる譯あらず即ち人々が日下横濱市中諸所に宿泊なし居る以上は充分護衛を厳にする由にて本町通五丁目松井屋元八方にては一時高知縣人にて退去を命ぜられたる者六十六名の宿泊者ありて一名に付き巡査二名の割を以て同家を取巻き假令所用のため暫時宿外に出づるせつにても一名につき一名宛の巡査は屹度之れに尾行又豫備として七名宛の巡査の旅店に詰切り居り本町通にてハ高野屋松井屋津久井屋馬車道にては福井屋依屋辨天通にては林屋等には皆二三十名位の巡査が入り口へ控へ居り其何事なる哉事情を知らざる市中多數の人々をして恐懼様々の訛言を傳へじめたり是れ等取締の爲めに東京よ

りは去る廿七日憲兵二小隊の出張にて常に市中を警邏し久良岐郡  
間み坂下には屯所あと末吉町三ノ宮脇と平沼新田に各派出所を設け  
屯所本部は野毛町に置かれ市中を嚴重取締られたり一時り非常ある  
混雜を極め近年稀成る出來事あり尤も壯士連は去る廿八日既に山城  
丸にて歸國爲したるものもあり目下滞在の諸氏にて重あるは山際鈴  
木八木原(新潟)法貴(兵庫)宮地村井(高知)莊司(宮城)山本(大坂)重野(山形)より  
と  
○高知縣人にて帝國大學々生一名並に他縣の同學生一名も退去を命  
せられて當時横濱に滞在中のよ一あるが高知縣人の左宦職にて今年  
六十年計定にある老人も退去の命を被り當時横濱に彷彿居るよし  
○本郷区内へ去る廿七日より引續き退去の命を受けしものも相應の  
多人數なりとの事あり左れども廿七日に三十二名の退去者ありて廿

八日全三十日限り退去せしむるもの僅かに一人のみありとの噂あり  
 全所は書生の集居あれども何れも官立校學生の内にも重に醫學生等  
 の多きよもあれば下宿屋も左程心配をあさる模様などと云ふ  
 ○去る廿六日午後より廿七日に掛けて保安條例實施の模様詳細を横  
 滨港内へ追放され來りし者等の實況を取調べ東京公使館の手を經て  
 横濱各領事館より本國へ電報を發する事頗りありと  
 ○廿七日横濱警察署より特に巡査を各退去人の旅宿に派遣し懇諭せ  
 るやう諸氏は一刻も早く歸國すべし時機に寄り地方官の意見を以て  
 内務大臣へ上申し而して後保安條例第五條第四項旅券云々の正文も  
 あれば當地に永らく滞在し居らざる方然るべしと述られたりと  
 ○其筋にて今度保安條例に基き以後境界より紛糾の生ぜん爲め皇  
 居より三里以上の規矩を立て距離境へ標杭を設けらるゝと云ふ

皇居御造營の爲め日々通勤せる職工等は保安條例の實施に付去る廿  
 七日の夜は工場等何れも留め置かれたるはし  
 ○去る廿九日迄に横濱へ退去したる人は合計三百名にて内百五十九  
 名は夫れく歸國したれば目下滞在の諸氏の百四十一名(同三十一日  
 二三十名歸國せられしと  
 ○慶應義塾の岡本勇吉郎、吉田忠廣、大石某の三氏の高知縣の産にして  
 風に體恤勉勵の譽れある人々ありしに廿七日突然退去を命ぜられ一  
 ケ年間の令ありと  
 ○被退去者にして横濱へ赴きたる者並旅籠にして一日五十錢を要  
 するとあれば速に歸國せんとすれども國元より未だ送金あくして旅  
 賴に差闊へ止むを得ず下宿を求むるの次第なるが其下宿も亦退去  
 者一名に付巡查一名附添ふのみならず別に下宿屋の一間を巡查の詰

所とあし入口にも巡回張して出入迄も厳しく警戒するが故に下宿屋は他の客へ對して氣の毒に堪へず又一人の爲めに數名の客を失ふの始末あれば港内一般何れの下宿屋にても退去者をば拒絶し旅人宿も亦往々同様の赴あるより退去者は余程當惑の様子なりといふ

○高知縣士族池忠彦氏の豫て出京し京橋區南金六町松本方に止宿し居りしも去る二十六日は前橋に赴きて留守中ありしが其所用も相果て廿七日濱車にて歸京し來り上野停車場に着するや否や早くも兩名の巡査出張もありて即時退去の令を傳へたりと云ふ

○片岡恒次郎氏は健吉氏の次男にして此程退去を命ぜられ目下横濱本町四丁目松井屋方に滞留中なるが去る廿九日全港警察署へ出頭し自分が今回一年間東京退去を命ぜられたるに亦た是非もあきことあれ共北米合衆國ワシントン。テリトリーへ留學の豫定あれば何れにも當惑の至るあれば如何にもして一たび面會致し度其手續を示された父に面談の上あらでは洋行する譯にも相成り難き次第もあり殆んど直接に父君に面會せんとするに迫る相叶はざるとと思はるゝあり寧ろ知己の者をして足下の代人たらしめ人傳に相談する方然るべしとのどに氏は其旨に従ひ三十日の早朝懇意の者に依頼して東京へ出發せしめたりといふ

必ず二名又は三名の巡査が附添ひ警備するよしである。○京濱間の各停車場にては去る廿七日より何れも數名の巡回出張し、而して漸車預着の都度乗客を一々注視して書生體の者ハ嚴重に取調べる。云ふ又右停車場中川崎より先きは何れも神奈川縣下の管轄に屬すれば東京立退を命ぜられたる人々の中土居利正江藤新作坂田某の諸氏外廿八名は右川崎駅に立退き同驛の旅店春日野朝日屋青木等に止宿せむが同驛に於ても横濱同様巡回出張して警衛も居ると云ふ。①保安條例を實施してより中仙道并に東北鐵道其他東京近傍の各停車場には何れも巡回立番し壯士の上京せんとする者あれば先づ其姓名を尋ね足下の何の爲めに上京するや政黨の用向に非らざる乎を問ふ其際若む然りと答ふるときは東京は目下混雜の折柄あれば暫時出京を見合ひする方然るべしとて一々説諭を加へて歸らしむる由な

○素寒鶴昌生が登櫻して翌朝の勘定に臺中無一物の失策を取り餘義あく妓夫を伴れて立歸る事は毎々聞及ぶ所あるが官服帶劍の護衛巡回を伴ひて登櫻と出掛たるは開闢以來未曾有の事なるべし俗も今度退去を命ぜられたる人々の内にて三四日間の猶豫を與へられたる向の内とか其姓名は知れざれど二年乃至三年間東京の地へ足踏の出来ざる以上ハセノテの名残に向島の勝景を探らんか花あきを如何にせん此の上は芳原に解語の花を訪ひて鷺鳩衾裏の夢をや結ばんと其旨を護衛巡回に告げ車を同ふじて遊廓の某櫻に到て熟妓を買とせしも巡回の附添に腰を潰してソレトなく断られ更に他の櫻へ赴くも是亦面識さへあき上に護衛の附居る事なれば是亦都合好く断はり果は軒別皆同様にて遊廓の廻勤ともいふべき有様に廻り歩行しある

的を達する能ひず遂に方向を西席に轉じて根津に赴きしが何所の青樓も何條驚かざらん体宜く斷はるので遂に一夜を空しくして歸るゝと誰人あるや殘念にも名前を聞き落したり  
○東京英學館は本年二月始めて設立したるものなれども現今七百餘名の生徒もありて愈々盛大に赴きつゝれる處同館長林包明氏へ此度の一件に付今後二年半東京退去を命ぜられたるにより生徒中には失望する者も多き由あるが更に同館の事務を改革して城泉太郎氏を校務主任に地引準次郎氏を幹事に任じ教頭友常穀三郎氏は教授上の事務を擔任し外に委員五名を置いて一切の校務を協議せしめ林氏も東京より程遠からぬ神奈川に退留して萬事相談する由あれば學校の維持方に付ては聊かも不都合あかるべしといふ又氏の家族を東京に留め置き去三十一日午後一時新橋發の汽車にて東京を退去された也

○影響盜賊に及ぼし横濱警備豫防線第一大岡川筋第二吉田川筋市街辻々へ此程巡查敷名宛立番を爲し警衛巡邏頗る嚴重あれは是れ等線内に當りたる所には盜賊放火者の跡を絶ち二三日盜難届を爲すもの更らになしと云ふ

○高知縣の有志者にて凡そ三十名程も打揃ふて今度遙々郷里を出で去る三十六日の夕刻漸く東京に安着し先づお互ひに旅中も無事でと祝ひもし祝はれもしつして旅装を解く間も無く當日の騒ぎにて右等の諸氏は保安條例發布の事の其身海上にありて素より知るよしなければ寝身に水なる巡查の引致コハ何事ぞと思ふうち忽ち退去の命令を受け始めて夫れとは悟りしかど餘り意外の事に唯茫然として巡查等に引かるゝ儘に東京を立退きたりといふ

○横濱の甲斐商店の甲斐穢衛氏が外國向の貿易商店にて同店にては

近頃米國よりエライトと名づくる巻煙草を仕入れ先頃府下の諸新聞に廣告して卸小賣をはじめおひく評判を博せしを以て神戸の同店にも送り又此暮れ歳暮用何かに澤山需用もあらんと去る廿六日神戸支店に向け電報を掛んとしたる其文言ハエライトさつゝと賣れエライト引續き送る杯の意味にて急ぎ電信局に到るや恰も退去者云々の混雜はじまりにて東西南北電報織るが如き最中ゆゑ電信局には此電文を見て不審を起一エライト引續き送る杯とは面白からず第一此發信人甲斐織衛とは如何ある人物にや兎に角斯る曖昧の電信ハ採用ならずとの事にて甲斐商店にては今一兩日の掛けもあり旁ノ大困却にて更に改めてエライトを煙草と書き直し一度目にハ首尾よく取扱ひたあづか足しと云ふ

○東京を退去し横濱に目下滞留中ある宮城の人莊司徳三郎・秋田の人

濱野九助の兩氏が首唱にて退去人一同の懇親會を開かんと目下計画中なりと云ふ

○新潟縣鈴木昌司氏は一昨廿八日横濱警察署へ出頭して出入に一々巡查の尾行を受くるハ頗る迷惑の事あれば廢止されん事を望むとて懇々其理由を陳述したりと云ふ

○和田稻積氏は浦和へ向はれたるが昨日和田氏の北堂が出京しての話に去る二十九日同氏は池澤萬壽吉氏と共に浦和へ赴き同居にて暫時滞在せんと或旅店へ投せしに巡查來りて滞在相成らざる旨を傳へじゆゑ我々は命令に應じ三里外に來たりし身なれば此地にありとも苦しからずと存ずるあれ其の居ることの不都合なるハ如何ある理由あるかと尋ねられしに何分にも置き難き旨を以てせり依つて然らば一泊すべしと云ひれしに夫れさへ不都合ありと拒まれしを以て餘儀

あく露宿せんとまで云はれじに只君方を置き難しとの事なるゆゑ、兩氏も只得此上ほ縣知事に謁じて其の理由を聞き其の上にててせた方向を決すべじと直ちに縣廳に赴き右の事情を述べられ「に縣廳に於ては爾る理由はあるべからず开は何かの間違なるべじとぞ更に某旅店を指名せじを以て此回は該旅店に於て差支なく寝食するとを得たりと語られしが多くの退去中にハ尙種々の話説もあるべきなれば聞くにしたがひ記載する處もあるべし

○横濱へ退去したる人々が日々新聞紙を講讀せん爲め各賣捌所へ買求めに川掛ける者甚だ多くして毎日十二時頃には何處の賣捌所に到るに一枚の新聞紙だにも残すとあく同地の各賣捌所にては思ほぬ利益ありと云ふ

○尾上菊五郎の一月早々横濱の萬座に於て例の稻葉小僧雨夜話を興

行するに付夫等の打合を爲んと去る二十六日二人の門弟を伴あひ同港に赴き演劇上萬端の指圖を爲して用事も果ければ涼車に乗り豫て愛顧を蒙り居る事ゆゑ序乍ら歲暮の祝辭を述べんものと品川の停車場より下車し同所よりは間もあき道程あれば人力車をも雇はず高輪ある後藤伯の邸に向けて歩を進めたる午後八時頃ありし然るに同夜は彼の保安條例第四條の實施にて警部巡查ハ八方に手を配り夫々警察署へ引致の上東京退去を命ずるといふ混雜にて同伯の邸内へ寄留の向も同様引致せられたる由にて門外へ一名の巡査が詰め居りしに御殿山の方より高帽洋服を着け金時計の鎖りを最と重氣に胸下へ光らせ二人の壯士とも覺しき者を伴なひ靴音高く同伯の邸内へ入らんとせしを出張の巡査が誰何しければ菊五郎謹んで寺島清と答へ又二人の門弟も夫々實名を答へて其體邸内に入る事を得案以を通ぜし

に時しも同伯の二人の藝妓けいぎを待まつらせ晚酌ばんしやくを傾かたむけ居たれば速すみやかに呼入よひいれれ  
敵人あいて欲しき折柄さくがら好くこそ訪とひ吳くれたりと盃はいを興おこへ横濱春狂よよひんしゆうきょう言仕組ごんより  
四方山よしょさんの雑話ざわわに時ときを移うつし果はり話はなに花はなが咲はなき菊五郎きくごろうも夜よの更よるを忘おちれ  
今宵こんよは忘年はうねんの宴えんに非あらずして忘夜はうやの御酒ごしゅを頂いた戴せしき計はからす量りょうを過はせしと  
暇ひまを告つて門門を出しに前の巡査じゆさは相變あわへらず門前まへに行いみ居まつたり菊五郎きくごろうは  
待合まつあいの車くるまや居まつると南北なんぼくを見廻まわせしも挑灯てうとうの明ありも見みゑざれば大木戸おほきど  
には居まつる事ことならんと停車場ていしゃじょうの方ほうにて雇まつふこそ近ちかかるべしと再またび歩あると  
南みなみに向け停車場ていしゃじょうの構外こうがいに至いたりて腕車わんしゃを雇まつひしに前の巡査じゆさが今迄いままで三人  
の跡あとを尾おして來くりしも影かげだに見えずなりけるにぞ同夜どうやの出來で事を知し  
らざる菊五郎きくごろうハテ不審ふしんの事ことかあされ身みに探偵たんていを受うける覺おぼえあければ何なん  
かの間違まちがひあるべしと車くるまを北きたへ走はしらせ大木戸おほきど際きの警察署けいさつしょ前に差さしか掛かる  
頃車ころ待まつてと聲こゑを掛かし別べつ人じんあらず前の巡査じゆさにて更さらに姓名せいめいを聞き糺ただされ

菊五郎きくごろうは前の如ごとく寺島清てらじま きよしと答こたしに一人の門弟もんじは最初はじの實名じつめいを違ちがひて  
私事尾上菊三郎しもとう きくさんろうと申あつす者ものにて候まつと答こたへしにぞ巡査じゆさは愈々いよいよ不審ふしんの體たいに  
て何故あたひへ偽名さうめいを申あつすぞ先まに後藤ごとうの門前もんぜんに於おて何某なにがと答こたへあがら今又いままた  
姓名せいめいの謎味なぞめいなるは旁そば々々々以よて其意そのいを得とずと署内しょないに伴ともはれければ菊五郎きくごろう  
れ微すこしく笑わらを含みつゝ其御疑うながひは如何いかにも御尤もうともある事ことにて遣おとへ前に  
實名じつめいを告こたげ後に何某なにがと答こたへたるものにて私事しもとうも警官けいがんの御尋實名ごじんじつめいを申あつ  
上あしが何なにをかふ隱かくし申あつさん私の俳名ひじめい尾上菊五郎しもとう きくごろうにて候まつと述のべしに  
らば兩ふた人に用あつし菊五郎きくごろうへは些すこト訊たず問たずし度義しどぎもあればと樓上ろうじょうへ伴ともな  
ひ行き二三聞き糺ただしの未歸まき宅たくすべしとの事ことに菊五郎きくごろうは待まつせ置おきたる門弟もんじ  
共ともと自宅じたくに歸かり若わじり既すでに五時ごじに間まも近ちかければ同人どうじんの女房めいぼうは頻しづに良よ  
人の歸かりを案あんじつゝ何故あたひへ斯このくは遅おそあは正ただじぞと問たず掛かたるにさればな

り今宵國らす警察署へ拘引されたりとの答へに女房は驚怪しみ如何ある過失を出來じて斯る漫間敷事にて出合はれしと猶も打案する。摸様あるに菊五郎も笑ひ乍らイザ一伍一什を物語らんと前の始末を逐々地の訊問は今度が始め故中村座の次興行にて何か一幕加へて警官に對せし實地を演せんものを語り居るよし其職業に注過ぎ深い感心の至りありと好劇者の物語りあり。

○退去者の一人ある重野謙次郎氏は山形縣會議員にして過日來横濱本町の旅人宿へ退去し居られしが一昨日より函根温泉へ赴きしと聞く。

○山田泰造氏も退去者の一人にて當時横濱に滯在せるが同地に明法館といふを設け相替らず代言辨護訴訟鑑定等に從事する筈であると

○片岡健吉氏は退去の命に遵はず禁錮の刑に處せられしが右の裁判を不當ありとして此程控訴したるに付き辨護人には元田肇武藤直中松尾清次郎仁杉英の四氏が某委嘱を受けたる由。

○退去者目下横濱に止宿する保安條例の退去者は物計四十七名にて内高知縣郷船會社支配人久米弘行氏外五名の昨五日出帆の山城丸にて歸縣せり

○逐客の詩句 今度保安條例により三年間東京を退去されたる青天霹靂史の著者島本仲道翁は豫て正風の俳諧を好み此の道にあってり中々の名人にて當時大礫驛に滞在中あるが近々俳諧行脚をもじ全國を漫遊の心算ありと今翁の近作を聞くに

次第 さほる夜のあかき底知るひびきかな  
北洲

青天霹靂史元朝放言序書

百花絶存裏朽身。一葷不利髮邊春。都門敢望生還日。好作江湖放浪臣。  
又逐客の一人なる舊外務書記官などし吉田正春氏の近作あり左の如

し  
平生自笑過虛譽。逐客身成俎上魚。宋生何忘蘇軾筆。羨王覓用李斯書。  
催梅寒日香猶淡。歷柳嚴霜條未舒。鞭馬匆匆辭闕下。耽坤到處是吾廬。  
又朝野新聞社員尾崎行雄氏が退去の日別宴を張り席上左の小詩を賦

せり

世事看來總似烟。半生孤介有誰憐。好收鯈海回瀾手。去擣江南三頃田。  
又左の一詩は本社々員たりし坂崎斌氏が仙臺さして落行きし時の途

中の作ありと

紫雲濶  
中赴仙臺途上口占

群山白玉堆。俯看東海開。身如騎鵠背。縹缈下仙臺。

○高知縣の權大政正宮地藏夫氏は此程上京したるに間もなく退去を命ぜられしが氏は固より政治止に關する人にあらぬれ警察署に至

り其懲大教正たる行を証明されしに直ちに退去の命を取消されたり

○又全縣會議員小野道一氏ハ此程全縣會用にて上京し同じく退去を命ぜられしに氏は縣會用の爲め上京せし而已にて身に退去を命ぜられべき覺へあきに強て退去せよとあらば猶豫なく退去すべしと行李を絆ひ新橋停車場まで行かれしに警官は何か問合せたる趣きにて後より追駆け來り唯今の命令は錯誤あれハ取消しの旨申渡されしとしく都門の外に逐放せられたりとの報を聞くや在地方有志者の感慨

一方ならず最早國家安危のよりて決する時機に切迫したる事と爲し建白請願は固よど該條例の關係する所にあらされば一層敢爲の精神を奮起し以て三大事件其他の建議書を携へ續々上京せんとするの傾きありと云ふ

○愛國齊民の熱腸義膽之を胸脇に懲厲するに忍びず發して或の革命の企てとあり或は顛覆の舉とあるも人間萬事關の嘴心事蹉跎其意を達する能はず企圖破れて身を脱れ再舉の策を爲さんとする者も皆山海の一辻横濱の太田村は今まで此觀あくにあらず素より革命若しく水明媚風光絶佳の瑞西せ子バの都に退去するハ歐洲の状況なり我東洋の顛覆あると云へる企たてのあるべきに非ざるべき心と雖も認めて治安に妨害あるものとせられ足を禁轍の下に容るハを嚴禁せられ警吏の戒嚴を背にして横濱に退去したる有志者は皆太田村に其居を占め比

隣相迎ふるの有様にて殆んどせ子バに異あらず但其の殊ある所は人民が國事を度外に置き冷々漠々意にせざるにあるのみ新日本の新ぜキバ此太田村に居を定めたる退去者の重なる人々を擧ぐれば中島信行氏は東軒樓に竹内綱氏・吉田健三氏の控家に林包明氏の其向ひの家に星亭氏は少しく下りたる所に居て共に岡陵の半腹に在りて大海を瞰下し白帆黒船を見瀛笛鶴聲を耳にし景尤も佳あれば互ひに相往來して圍棋談笑の間に憂き日月を消し居るといふ

○横濱林屋松井屋等に宿泊し居たる高知縣人五十餘名は去る三十一日神戸及半田行の汽船郷里に歸りたれば今跡片付けの爲め同港は残り居る高知縣退去者は宮地茂春吉本松吉の兩氏外三四名に過ぎずといふ

○新潟縣の富田精策氏の去る一日郷里に向け横濱を発したるが今其

の行路を聞くに通例ならば横濱停車場より直ちに新橋に到りそれより上野發の瀧車に乗るか若しくは赤羽根の線路に向ふべきに退去者の不自由さへ皇居を距る三里の地にて最早一步だに足を容るべと能はざれば氏は横濱より瀧車にて川崎に至り瀧車を下して更に人力車にて間道凡そ十里を過ぎ漸やく浦和に至りて高崎行の瀧車に乗り信州を経て始めて歸國し得たりといふ其不便思ふに餘りあるべし又たば今横濱にあるは八木原繁祉山際七司等數氏のみありと同縣退去者の鈴木昌司氏は熱海に行き富田氏の右の如く歸縣したるといふ

○岡山縣鷹取田一郎兵庫縣長部房太郎の兩氏は一昨日午後十二時三十分横濱發の瀧車にて國府津に到りそれより東海道を過ぎて歸縣するといふ

在るもの合て六十一名にして漸々減少の傾むきあるにより兼て居留地警察署より手傳ひ居りし六十名の巡査れ大抵引き揚げたりと○保安條例違犯の廉を以て此程輕禁錮に處せられ自下石川島監獄署に在る高知縣人安藤清香外二氏には裏に同縣を出發せらるゝに當り親戚を始め知己の諸氏へも一般我々の數百人の委托を受け斯く上京するからにわ我々が建言にして廟堂に容れられざるの不幸に會ふとするも喝免々々手を懷にして歸縣するが如き事は死すとも爲さぬ決心あれば何所までも此の意を貫徹せんば生きて再たび諸君に之見へまじと堅く約定互ひに水杯を酌みかはして出京せしことあれハ保安條例の發布あくとも禁錮せらるゝ位の事は兼て覺悟の前なれど只恨むらくは委托の任を體す能はずして此に至るの一事り縣地の諸氏に對し面目なきとなりと此程或る人に語られたりと聞けり

○ 皇居の近傍に住居する高知縣人等が、昨今何となく不穏の傾かるよ  
る家族を纏めて、縣地に歸るあり又は温泉場に遊ぶありて、自から退去  
する者あり爲めに現時奉職する者にても或は嫌疑の掛らんかと危ぶ  
む人もありとか云へり

○ 繼に保安條例によりて二年六ヶ月間退去を命ぜられたる千葉縣有  
志小高純一氏の一時横濱へ引取て居られしが、今回後圖の相談も定ま  
りて、一先千葉へ歸らるゝ事となりじに青天の身にせあらは、纔に四時  
間を費やして遅し得べき行程も今は嚴體を蒙りし逐客のことなれば  
禁闕三里の以内に、一步を入るゝとも叶はず不得止、横濱より浦賀へ  
至り夫れより數拾里の海路を經て、房州那古へ渡り更に上總國木更津  
へ回り漸く千葉町へ行かれしとのとなり

○ 又同縣二千有餘名の有志者ば、繫に齋藤自治、大高野麟、三山田島吉の

三氏を以て其總代人があし、二大事件及び其他に關する建白書を元老  
院に捧呈せしめ日々其吉報の至るを俟ち居りしに不幸にして三氏は  
保安條例によりて各退去の身となり空しく恨を都門に残して歸郷せ  
られ逐一其頭末を物語り退去の命令状さへ示されしかば有志者の悲  
昂、一方ならず中に感極つて覺へず熱淚を流せしものもありしとされ  
どかくて止む可きにあらねば速に一大會合を開き前途の方向を決  
し更に數名の委員を選ひ、號れて後尙止まざるの精神を以て先きに捧  
呈せし建白書の主旨を貫徹せんとして、目下協議中のよし又一報には兩  
三日の中により第二回の總代人出京すべしとあり、何れにもせよ千葉縣  
有志者天下の憂に先づて憂るものと云ふべし

○ 京都府より有志總代として出京せし福井孝治氏は、縦に記せる如く  
退去の命を受け十二月三十日横濱出帆の船にて去一日午前一時神戸

に上陸せしに疾くに兵庫縣の巡査が出張しありて波止場に於て取調べをあし其旅宿海岸後藤方へは平服を着したる巡査を付せられ翌朝京都へ向け出發の時も矢張警官が涼車に同乗し京都に着するや同府の巡査に引渡しだりと

○一年三百六十五日親み馴れたる暦をば無情にも屑屋の籠に打ち捨て、更に面識もあき暦を手にせば何か故に目出度きか只失れ一個の符號に過ぎず便利上の命名に過ぎざる月日の名を換ればとて抑も何か爲に喜こぶべきか轉た烏兔勿々鐵砲玉の如く走り去るを恨み紅顔欲しても猶ほ進み行くを切歎くこそ思へ何ぞ咽を屠蘇酒に霑ほすに忍ひんや如何でか腹を雜煮餅に肥すに堪へん況んや身は鬼あらざるに外に出され終南進士錐馗のに逐ひ立てらるゝものあるをや新年

や新年や汝何が故にあめでたきかと愚痴を溢して世よ逆らふも是れまた屠蘇機娘の宿醉まだ醒めぬ管卷小田巻きの不平漏らしなるべし何がさて人の以て目出度しとし世の以て祝ひ毒ぶくべしと積年の習慣に定められたる新玉の年始め明治二十一年一月三日の事なりとぞ例の退去の嚴命を蒙足昔時忍ばるゝ大磯の宿へ退谷きたる某氏の世は春ながら春あらぬ謫居の身とは云ひあがら無聊の懲を慰さればやと程遠からぬとあれば江の島遊びに寓居を出て一に折よくも日麗かに風あきて何となふ春めけば自づから心も浮きくして急がぬまゝに單身獨歩ボツ／＼道をたどつゝ兎ある村の片邊りに暫し足をば打休めて不圖背を見願れば警官の附き添ふを見認めぬ之より始終後にな足前にあり夫れどはあーに付添ひ一が往來稀ある田舎路ゆゑ匿すべくもわらず置さるべきにもあらず舉動の一々目に付きしも別に

彼方に言葉もあければ知らぬ振じて行く途次最寄の便所に立ち寄りたる其中に警官は前に通り抜けつ時を振りかへり見ながら行きけるが某氏は一寸傍へある旗亭に入りて憩ひ居りしに警官は見失ひたりとや思ひけん足を早めて戻り來り急がへしけに旗亭の前を走りつゝ某氏の顔を横に見て其まゝ行き過ぎしが又た暫時して立ち還りしかば某氏は笑を含み警官を呼び止め御身へ我輩を警護せらるゝ者にやらん果して然らば他を敷あし玉ひそ幸ひ徒步の一人旅言葉敵となぞ賜へと打ち連れて旗亭を出て二ツ三ツ四方山の岫を仕掛けなれど中々親しく打詰るにもあらねば今一人同伴欲しと思ふ内に次の宿にて警官の交換もあり更に警護に來りし人はこれまた一種の話しねきと見へ種々某氏を慰藉しつ其應對の丁寧あるいは氣の毒に思はれながら岫の面白きに歩みの程も知らずゝ何時とか藤澤の宿に至りし

に折りも新年の祝ひ事男女打交りて餘念もなく春に戯むれ逐羽根の羽子板は爺さんの頭を叩き當獨樂のふ天下のチソコロの尾を踏み濁醸に春を祝ふ客待の車夫屠蘇酒に顔を赤むる回禮の紳士熟沓混雜の最中ありしも志士の心耳に自づから落空に呻る紙鳶の聲も不平を云ふ吟聲とや聞づらん此の宿にても矢張り警官の交代あれば某氏の警察署の傍らに佇みて之を待ち居しに門内より走り出でたる警官へ之れに心付かさりしか逃げ失せたりとや思ひけん一日散に停車場指して走せ行きしかば何事ならんと老若男女押し合ひて走せ行く其内に警察署よとまた一名の警官立ち出で某氏の姓名を問ひ今彼方の走きたる同僚は御身を警護するものありしか斯の如くに何れへか走せ去りたれば代りて警護の任に當るべもと應答の内にまた何事にやど物珍らしき田舎人等が山の如くに寄り集を押し合ひく通路さへ塞。

がる程にて五月蠅に堪へられねば車に乗じて走るに江の島路の幅狭きに老若前後に寄と集りて警官の制止をも聽かず互ひに押し合ひて子供の負傷したるさへありしそれより警官に導びかれて島の名所を見廻り歸途の暮にも近づきたれば滌車の間に合はせんと車を急がせしに途中にて車を損じたれば某氏は警官と同車して歸りたるが書生と警官との相乗りはまた可笑しかりしと是れ退去者の一笑話にやあらん

○保安條例發布の電報京都に達するや有志者は大に奮激し直ちに視察として二三氏が出京せんと言ひたる程ありしが兎に角上京中の總代の報を待て如何様ともすべしと云ふ内に物代植島幹福井孝治の兩氏も退去を命ぜられたるの報達し續いて福井氏は同地に歸りて其實況を報せしかば有志者は倍々奮激の熱度を増し寄ると觸ると保安條

### 例の談あらざるはあしと

○兵庫縣人宮部政厚氏の退去の命を受け一先茨城縣新治の某家に宿したるに二名或ひ三名の人同家に出入して遂に主人に種々尋問の上同氏を宿泊せしむる爲になるまじ坏告しかば宿主は大に驚き同氏に宿泊を断りしにぞ餘儀あく同氏の水戸に向て出立しけるが乗合せし車夫が途々の物語に跡より二人引にて蹕け來るは隨に探偵あらん此頃の車夫仲間へも其筋の申渡し厳しく警察の切符を所持する者があれば何人に拘らず何時いても發車すべしとの内達あり坏云しどか夫より水戸上市和泉屋に到着せしが此處とても前に變りしとあく正服に自から警察署に至りて署長に面會を請ひれしが折から退署の後されば止むを得ず在署の巡査に右の由を告一に巡査の云へる様感程其

方の迷惑の左もおりあん去りあがら退去人の来る時の夜分十二時より巡回の都度尋問するの内規あれべ據あき次第ありとありければ夫より同氏の歸宿して翌日電信局へ至りしに又々同局にて近來の暗號電信を發する者少あからねば文字の不明に限らば事實に至るまで充分質問する内規ありとて非常の尋問を被むりたる由右の如き次第あれば同地に滞在する甚へだ迷惑ありとて一先歸縣の途に上りしと云ふ斯の如き實況あれば同地有志者の中にも予へ以來斷然政治社界に交際せず坏云居る人も有よし

○今度保安條例の頒布あり博奕の親分所々へ賭場を構ヘテラ錢と號して賭場構ひと云ふ律あり博奕の親分所々へ賭場を構ヘテラ錢と號して賭場の運上を取るを今日の業と爲し居るも其他に犯罪の廉有し者已に斬にも處せらるべきに強惡あれとも人命に害あく又其情ある故を以て

減刑し江戸拘ひとなる者最も多じと亦幼者を略取誘拐し或は略賣等爲したる犯罪者を處する律あと何れも身體或は財産上略取に等一き所爲を罰するに江戸拘ひを以てせしと此罪人江戸に来る時は旅裝東則ち草鞋甲掛け脚半を用ゆしかかる時は私用の自由は充分辨せしものありといふ

明治二十二年五月廿八日出版御届  
同二十二年一月廿五日出版發兌

定價金二十錢

出編 輯人兼 東京府平民

石川傳吉

京橋區本材木町三丁目七番地

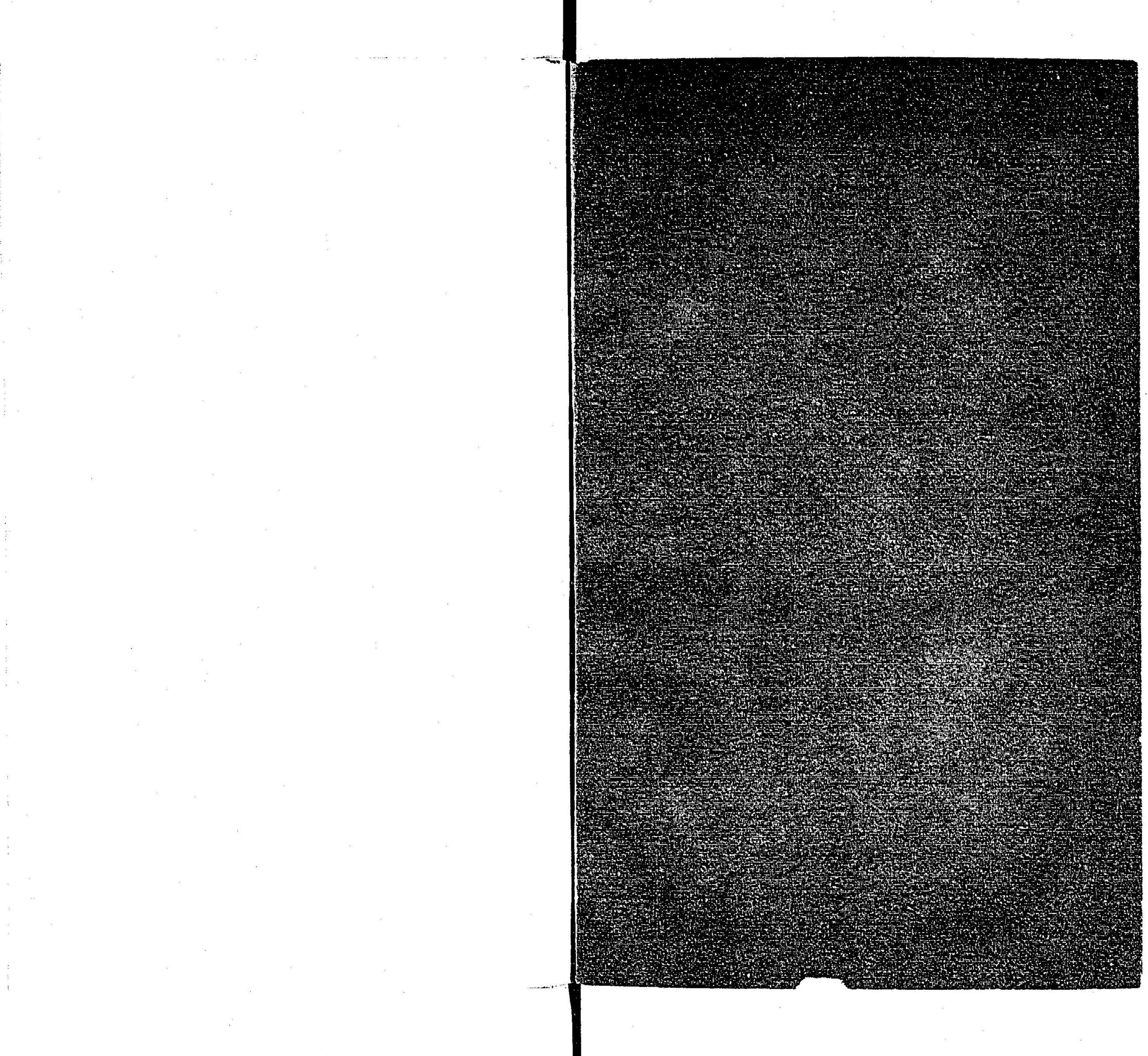
京橋區南鞘町十八番地

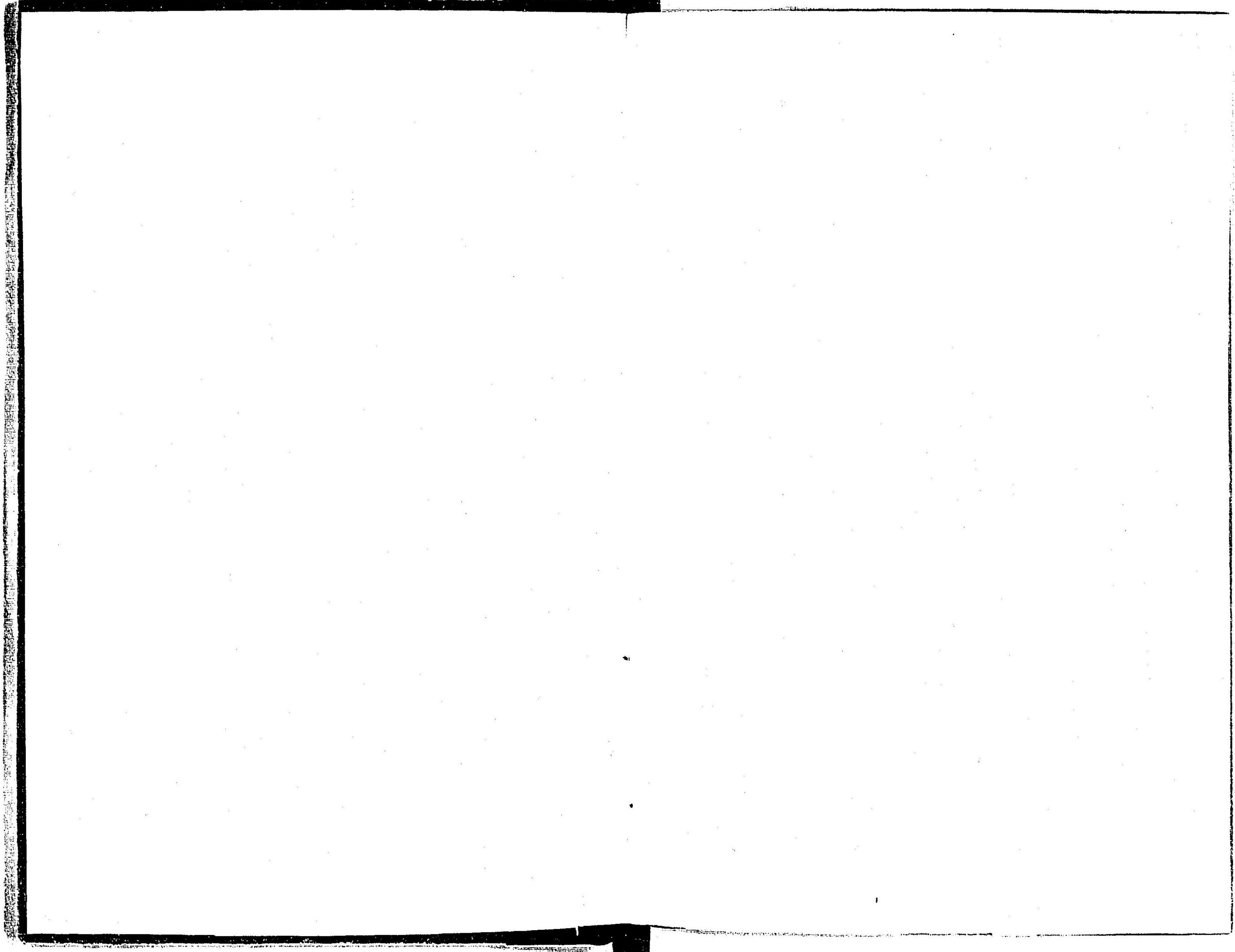
販賣  
兌正文堂 朝野文三郎  
春陽堂 和田篤太郎  
金松堂 辻岡文助  
正文堂本店 朝野利兵衛  
人

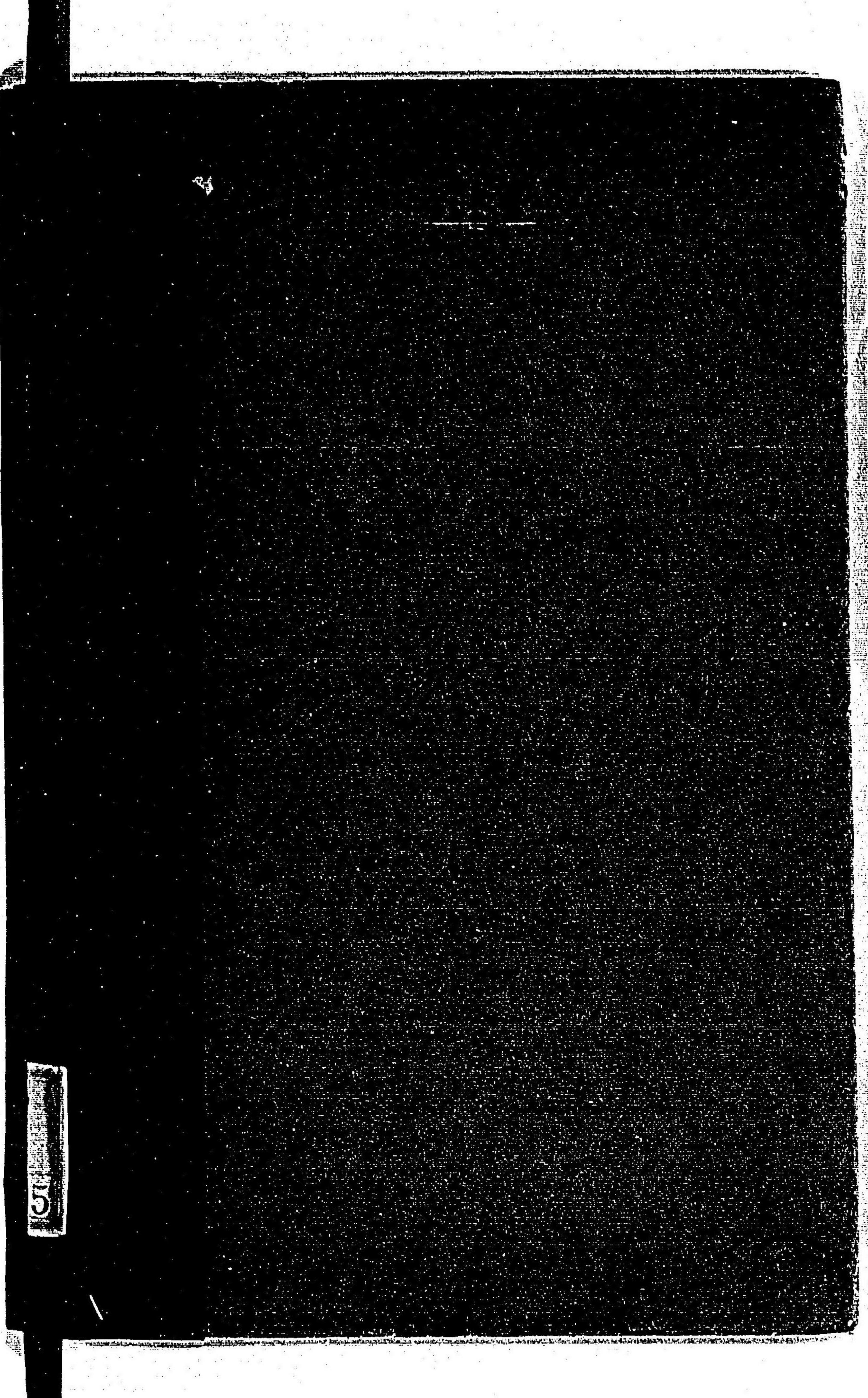
日本橋區通四丁目

日本橋區橫山町三丁目

日本橋區佐原町







002110-000-3

特47-195

国家保安壮士退去顛末録 附、保安条例

石川 慶世(伝吉)／編

M21

A C B - 5 3 5 2



